

帯広市体育施設「総合体育館・帯広の森運動施設区」グループ指定管理者の指定結果

地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり本市の公の施設に係る指定管理者に指定します。

1 公の施設の名称及び位置

	名称	位置
	帯広市総合体育館	帯広市大通北 1 丁目
帯 広 の 森 運 動 施 設 区	帯広の森陸上競技場	河西郡芽室町北伏古東 7 線 3 番地 1
	帯広の森屋内スピードスケート場	河西郡芽室町北伏古東 7 線 7 番地 3
	帯広の森体育館	河西郡芽室町北伏古東 7 線 6 番地 2
	帯広の森アイスアリーナ	河西郡芽室町北伏古東 7 線 5 番地 1
	帯広の森第二アイスアリーナ	河西郡芽室町北伏古東 7 線 5 番地 1
	帯広の森スポーツセンター	河西郡芽室町北伏古東 7 線 6 番地 1
	帯広の森野球場	帯広市南町南 7 線 56 番地 7
	帯広の森市民プール	河西郡芽室町北伏古東 7 線 6 番地 2
	帯広の森弓道場・アーチェリー場	河西郡芽室町北伏古東 6 線 8 番地 1
	帯広の森テニスコート	河西郡芽室町北伏古東 8 線 7 番地 1
	帯広の森球技場	河西郡芽室町北伏古東 8 線 5 番地 1
帯広の森研修センター	河西郡芽室町北伏古東 7 線 4 番地 2	

2 指定管理者

帯広市南町南 7 線 56 番地 7

一般財団法人 帯広市文化スポーツ振興財団

理事長 金澤 耿

3 指定期間

帯広市総合体育館 平成 29 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

帯広の森運動施設区 平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで